

議事要旨

改革推進会議施策点検部会（産業振興部会）

日 時 平成22年8月3日（火）

13：30～15：52

場 所 島根県民会館 3階 大会議室

○座長代理 ただいまより改革推進会議施策点検部会の産業振興部会を開催させていただきます。各委員におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございました。本部会の座長が本日は欠席でございますので、私、本日の司会を務めさせていただきます。よろしく願いをいたします。この会議が有意義となりますよう、皆様方の御協力をお願い申し上げます。

まず、この会議の趣旨等につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局 本日は、御出席の皆様方には大変お忙しい中、また大変暑い中お時間をちょうだいいたしまして、ありがとうございます。本日開催を、本日から開催をいたしますと言った方がいいのかもしれませんが、この施策点検部会でございますけれども、目的、趣旨、皆様方をお願いをすることといたしましては、私ども県政の施策を各界各層の皆さんの御意見をいろいろとちょうだいをいたしながら、より効果的なものに進めていきたいというようなものでございます。いわゆる、国の方では事業の不効率化をなくして事業を廃止するためにいろいろな会議も持たれるようでありますけれども、私どもといたしましては来年度以降、島根県政をどういう方向に持って行って、どういうふうな施策が必要なのかというのを、日ごろいろんなところで御活躍をしている皆さんから、ぜひとも御意見をちょうだいいたしたいと、そういう意味で前向きな会議にさせていただければなと思っております。皆さんからいただいた御意見につきましては来年度以降の予算編成の参考とさせていただきたいというふうに考えてございます。この会議でございますけれども、改革推進会議設置要綱の第8条に基づきまして、今年度から設置をさせていただいたものということでございます。

県政全般につきまして県政大変、幅広く施策を展開させていただいておるところでございますので、4つの部会ということで私どもの方から部会を4つに分けさせていただいておるところでございます。今回は産業振興部会ということでございますけれども、そのほかに生活・社会基盤部会、教育環境部会、医療福祉部会の4つの部会ということで、まず分けさせていただいておるところでございます。それぞれの部会につきまして大きく2

段階の進め方を考えさせていただいておるところでございます。まず今回の第1回目でございますが、これ私ども事務局、県庁の方から施策体系について御説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。ふだん県庁がどういうふうな問題意識で、どういうふうな施策体系で進めているのかというのを説明させていただきます。それを踏まえまして、第2段階ということになるわけでございますけれども、8月の23日から、それぞれ4つの部会で行っていただくわけでございますが、主にその部会で皆様方の方から前向きな御提言をちょうだいできればなということでございます。県政全体を4つの部会に分けさせていただいて、その部会ごとに2段階の形で皆様方の御意見をちょうだいさせていただこうかなと思っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

当産業振興部会の委員の皆様方でございますけれども、本来ならば、それぞれ御紹介をさせていただくところでございますが、お時間の関係上なるべく議論の機会を長くとっていただくという趣旨でございますので、名簿の方で御確認賜ればと思っております。よろしく願いをいたします。そのような観点でぜひとも皆様方の御意見を私ども県政に反映させていくために、いろんな観点から御意見、ちょうだいできますことをお願いをいたしまして、最初でございますけれども、よろしく願いをいたします。

また、今回の部会でございます。こちら右手の方に非常に若い方、何人か座っていただいております。通常の県庁の会議と若干違った趣になってございますけれども、実はこの部会、なるべく県民の皆さんに聞いていただきたいという趣旨もございまして、インターンシップの大学生の皆さんに傍聴をしていただくというようなことでございますので、委員の皆様方にはあらかじめ御了承いただければと思っております。

それでは、限られた時間でございますけれども、ひとつ議事進行の方よろしく願いいたします。以上でございます。

○座長代理　それでは、きょうは2部構成とさせていただいております。産業振興の中で前段は商工労働関係、後段は農林水産関係ということで、県の執行部の方からもお出かけをいただいております。

早速でございますが、まず商工労働部長さんからごあいさつをちょうだいしたいと思います。

○商工労働部長　皆様には御案内をしておりますように、私ども商工労働部に関しましては3つの施策について御意見、御提案をちょうだいすることにしております。どうかよろしく願いいたします。この3つの施策につきましては、後ほど担当の課長の方か

ら、この後、説明を差し上げます。私はその前に私どもの商工労働部の行政全体を、基本的にはどういう考え方で展開しているのかということ、極めて簡単ですが、まず御説明をさせていただきます。

資料「商工労働行政の概要」により説明

お手元に、この商工労働行政の概要という冊子を配付させていただいております。この冊子めくっていただきまして、初めにというページの裏側ですが、ごらんいただきたいと思っております。申し上げましたように私どもの商工労働行政の進め方、非常に簡単ですが大きく整理したものが、このページでございます。上段の方に、本県の産業構造の特徴ということで3点、上げております。この特徴というのが言いかえると課題ということになります。左の方からですが建設業ですとか政府サービスのウエートが大きいと、2つ目ですが製造業の割合が低いという点を書いております。ページをめくっていただきますと詳しくは3ページの下の方に掲げておるわけですが、生産額ベースで見ますと本県と全国を比べてみたときに随分の差がございます。1つ目の四角ですが建設業、政府サービスのウエートというのは全国レベルで足しますと大体15%でございますが、本県では25%、10ポイント大きいわけです。また製造業の割合は、これも生産額ベースですが、全国が21%ぐらいに対して本県が16%と、こういったような構造になってございます。加えて一番上のところの右側ですが、下請型の中小企業や、それから労働集約型の中小企業が多いと。こういったところが特徴になってございます。それを受けてですが、御案内のとおりです。国も自治体も非常に財政状況厳しいという中で公的な需要が縮小してきた、もしくは今後も縮小していく傾向にあると、こういった中で民需主体の強い産業構造へ転換が必要だと考えているわけです。これを受けて県の取り組みでございまして、産業振興、いろんな分野でしっかり頑張っていくわけですが、その中でも中ほどに書いております、特に重点的に進めていこうというものを3つ考えております。

1つがものづくり産業の振興、2つ目がIT産業の振興、3つ目が観光等、地域資源を生かした産業の振興でございます。この3つを特に頑張っていきたいと、こういうふうにご考えておるわけでございます。そうした中であわせて下の方に書いております、雇用の関係でございますが、産業人材の育成ですとか、また確保、その上で若い人たちの県内就職を促進していきたいと。これが産業振興とある意味では裏腹、いい意味での好循環をつくっていきたくて考えておるわけです。特に産業人材の育成等では来年の4月に県の高等技

術校の再編整備を行うということで、今、準備を進めております。そうした中で新規学卒者の方や離職者の方の職業訓練、しっかりやっぺいこうと、強化を目指したいと考えております。

ところで、御案内のように一昨年のリーマンショックを受けまして本県の経済、雇用も非常に悪化いたしました。私もこの間、政府の経済雇用対策に対応しまして企業の方の資金繰りへの対応ですとか、緊急的な雇用の創出に努めてまいってきたわけです。その結果で、県内の倒産が全国に比べて非常に少ないといったような点もありまして、一定のそうした緊急的な経済雇用対策の効果は出てまいっております。そうしたことを進める一方で、私どもは先ほどから御説明しましたような、将来をもっと力強い産業構造をつくっていくと、中期的な視点で施策を展開したいと、こう考えております。いずれにしましても本日、そして次回8月26日でございますが、2回の部会を通じまして多くの御意見、御提案をちょうだいしたいと考えております。どうかよろしく願ひいたします。

○座長代理 ありがとうございます。それでは続きまして、各テーマの説明に移らさせていただきますが、商工労働部のテーマが全体で3つございます。1つずつ区切って進めていきたいと思ひます。

まず最初のテーマ、観光誘客の展開について御説明をお願いいたします。

○観光振興課長

資料「神話等の歴史・文化をテーマとした観光誘客の展開」により説明

○座長代理 それでは、先ほどの観光誘客の展開につきまして何か内容的に御質問等ありましたら、お出しいただきたいと思ひます。

○委員 島根の立地を生かした地域のいろんな資源を生かしたアカデミックな観光を目指しているという御説明でございましたけれども、非常にそういうアカデミックという観光になりますと、なかなかお出かけたいただひお客様方に理解をしていただくと、十分に楽しんでいただくとということが非常に難しくなっていくわけですね。そこでやはり大事なのは観光ガイドをどのようにしてやっぺいくのか、来られた方々に十二分に所期の目的を満喫をしていただけるようなことをやっぺいかないと、せつかくおいでいただいたのに、何かこうお宮ばかり見て歩いたわみたいなの、そういうことで終わって是非常に申しわけないと思ひんですけれども、そこら辺のとこの整備はどういうふうになってますか。

○観光振興課長 御質問にお答ひする前に1点ちょっと私の説明不足であったということ

で、少し補足させていただきたいと思っております。アカデミックだけではなくて、アカデミックな部分と、それから少しアート、例えば絵画等も活用して誘客を図りたいと思っておりますし、最後にやはり楽しんでいただくということ、このアカデミック、アート、アミューズメント、まず3つの観点から、さまざま誘客を図っていききたいということで、ちょっとこれを補足させて、まずいただきます。

その上でアカデミックなところでガイドをとおっしゃいましたが、これは本当に重要な要素だと思っております。私どもも自分の目で見ると、ああこれだけかと思うことでも、やはり観光にいながらガイドの方のお話を聞くと大変よくわかって、さらに興味が深まるということがございます。これにつきましては、実は神話に関しましては以前から県の観光連盟の方でガイドの養成をしていたということがございます。その部分もさらに研修等を積みまして観光連盟を中心として伸ばすということプラス、さまざま例えば万葉集の方でもガイドの方の動きもあっております。それから、神話に関しましては観光連盟で以前から取り組んでいるガイドさんだけではなくて、いろんなところにいろんなガイドさんがいると思います。こうしたところを県が直接、例えば観光連盟という形で一緒になってガイドの養成をするということに加えて、地域でさまざまもっておやりになっているガイドの養成的なことがあろうかと思えます。そこに対しましては助成をします。市町村さんに助成をして市町村さんからやってもらう。また、直接民間でNPOさん等でこうしたことをしたいんだがというニーズもおありだと思ひまして、そうしたところには私ども民間の支援事業というものを持っておりますので、そこで資金的にもバックアップさせていただく、さらにノウハウになりますと、私どもで先ほど少し御紹介いたしました、県内外の有識者の方を一応アドバイザーにさせていただいております、これは定期的にアドバイザーさんとして報酬を差上げるものではなくて、必要に応じて必要な対価でそのときに御活躍いただくという部分でございまして、そうした方への例えばあっせんにつきましても、いろいろさせていただく。こうした助成とソフト面でのサポートという2つの切り口で、直接やる分とあわせてガイドの養成等、本当に重要なことでございますので、やっていきたいというふうに思っております。

○委員 資料の最初のページで、2番のしまね観光アクションプランについてなんです、アクションプランの目標の中に観光の不満足度という、簡単に説明があったと思うんですが、もう少し具体的に、また私も今後ビジネスを展開したり、いろいろ考えるに当たってどのような形の具体的なものを、もうちょっと教えていただけると参考になると思ひます

ので、教えていただけるとありがたいです。

○観光振興課長 私ども、こういう入り込みとか消費額を出すときに、やはり一つのサンプルということで年間、ざっと言いまして6,000件のアンケートをいただいております。そのアンケートも一定の地域に偏るわけにはいきませんので、県内の入り込みが多いようなところ満遍なく出雲、石見、隠岐と選ばせていただきましてアンケートをいただいております。その中の一つの項目の中で、島根の観光で満足されましたかという項目がございまして、その中で満足してないと、やや不満というのが平成20年のアンケートの段階で6.3%ございました。これを少し掘り下げていきますと、きょう資料持ってきておりませんでしたが、特にやはりアクセスが悪いとか来にくいとか、どちらかというとおもてなし面よりも少しハード的なものの不満足が高いという状況もございまして、詳しいのはまた差し上げますが、ざっくり言うとそういうことがございました。それを、不満足度を下げていくというのは、一つやはり重要なことだろうということで、毎年、毎年アンケートをとっている中で下げたいということで、持っている指標でございます。また、これにつきましては例えば、どういう不満があったかということにつきますと、また別途、情報提供をさせていただきたいと思っております。資料をお送りいたします。

○座長代理 それでは、次の項目に進めさせていただきまして、お手元の資料の9ページになろうかと思いますが、産学官連携について御説明をお願いしたいと思います。

○産業振興課長

資料「県内企業と高等教育機関との産学官連携」により説明

○座長代理 産学官連携につきましては御説明を終わりましたけれども、これにつきましては皆さん方の御質問をちょうだいしたいと思います。

○委員 産学官連携の中身の話で、コーディネーターの方の話をよく聞かせていただきます。我々が一番悩んでいるところですか、また新規の事業展開にいきたい部分と、それらの意見を集約していただける方が中に介在していただいて、うまく産学官の連携に結びつくようになればありがたいんですけど、その辺の難しさを非常に感じておりまして、できることであれば、その学校の卒業生なんかを確保して、学校への意思疎通がスムーズに通って、我々のやりたいところですか悩んでいるところが、うまく伝わるような展開を考えたいなと思うて、高い敷居でしたが、松江までお邪魔したことあるんですけど、なかなか我々の規模ではそういった人材を獲得できないというハードルもありまして、やはりコ

ーディネーターの方に頼らざるを得ないという状況だろうなというふうに感じております。うまく進んでおられる地域なんかを、それこそ島根県の振興財団さんの方の研究会なんかを通じて見学に行かせていただいたんですけど、やはりその辺のところの人材が豊富な地域はうまく結びついておられるんじゃないかなというふうに考えております。地域的なもので得意分野が土木ですとか建築のどこ、また1次産業的なこの専門は物すごく、うまくコーディネートされているみたいなんですけど、ものづくり分野の方でいくと、我々の思いとはちょっと次元が違うような高度な部分での研究開発になってしまって、たくみのわざ的なところの技術継承ですとか、いったところの産官学連携で効率を上げるとか新しいやり方を見つけるとかいうところにつながりにくいなというふうに感じているんですけど、その辺の人材をどう開発されるかとか獲得されるかとかいうところをお聞かせ願えませんでしょうか。

○産業振興課長 ありがとうございます。全くおっしゃる御指摘はよく私も感じております。結局、フェース・ツー・フェースでつなげたものの方がうまくいっているということもありますし、さっきおっしゃいました島根大学の話になりますと、そこから卒業した人が行っている学校は直接そのゼミの恩師とつながっているんで、そこを障がい飛び越えてますんで非常にうまくいっているというふうに私も思ってます。今すぐに答えがなかなかないわけですけど、全くそれは目指すところの大きな柱だと思ってますので、もっと我々もいい人材がおられると思いますので、地域にも、少し目を広げていかなきゃいけないと思ってますし、今、十分なお答えになりませんが、頑張っていきたいと思えます。ありがとうございます。

○委員 県の商工労働部の方で施策をおつくりになると、それと二人三脚で実践というか、実戦部隊といいますかね、産業振興財団の役割というのは非常に大事になってくるんじゃないかと思うし、そこら辺のところのうまくつながるかつながらないかというのが、いわゆるその施策がスムーズに動くか動かないかということへも大きく影響してくるんじゃないかと思うんですけども、そこらあたりの連携といいますか、振興財団の役割も含めて連携というのは、どういうふうになっていますでしょうか。

○産業振興課長 私は今、3年目の課長をしておりますけれど、財団とそもそも県庁の各課は本家分家だというふうに言ってまして、役割分担をしているというより、それぐらいの同じ目標を目指しているということと、そうはいいまして限られた数をうまく効率的に使うには、我々の役割のところの企画部分が大分ありますけれど、財団が非常に現場を

見るという実践部分を責任を持ってもらうというふうにしております。その上で、ほとんどの施策は一緒に財団から上がったものを組んだものですので、大きくそこが外れていることはないはずですが、ちなみに中国5県の中でもうちの産業振興財団のスタッフは、最も多いんだと思います。やり方が2つあって、県庁方に主体を置く場合と現場方に主体を置く場合あるんですけど、今、財団10年になりましたけど、そういう現場方の責任を持ちつつ、県庁と本家分家だということで、垣根をなくしてかつ限られた数を連携して効率よく当たっているというふうに考えております。

○座長代理 それじゃあ、恐れ入りますが次に進めさせていただきます。3つ目のテーマでございます、産業人材育成のあり方につきまして説明をお願いいたします。

○雇用政策課長

資料「高等技術校等における産業人材育成のあり方」により説明

○座長代理 以上で説明を終わりましたが、この点につきまして御質問等ございましたら、お受けしたいと思います。

○委員 最後に御説明いただいた高等技術校についてですけども、ここでいろいろコースがある中には民間でやっているところもあるように思いますし、一方で国で、先ほど説明がありましたようにポリテクカレッジという施設があると、そういう中で県が独自にまたこういう技術校をつくるというところは、どういう位置づけでどういう整理の上でこういうのをつくっておられるのか、あるいは再編をされようとしているのかっていうところを教えてください。

○雇用政策課長 それではまず、国と県との役割分担というのからお話ししたいと思っておりますが、国の方は特に産業振興に資するということで、ものづくり系を中心として、さらに高度な訓練を行うというのが国の方の行っている訓練でございます。一方、県の方はものづくり系プラス、例えばITとか事務とか、こういうものを事務等含めました分野と、さらに基礎的な訓練ということ、そういうことを行うということで、国と県との役割分担があるということです。それから、民間の訓練機関がいろいろございますけれども、やはりこの辺は県と民間との役割分担、きれいにしながら民間の分野にはなかなか侵さないというようなところをやりながら、そこの辺の役割分担をしながら進めていくというようなことでございます。

○座長代理 なかなか最後の分野は私らもちょっと聞いても、早わかりがしない分野でござ

ざいまして、最後に検討課題として3項目上げてはございますが、なかなか次の場面で意見をという、我々の主張といってもなかなかちょっとわかりづらいというのが印象でございます。

○委員 今回のところは説明をお伺いして次回のときに、2回目のときにものを言わせていただこうと思っただけなんですけど、島根県の地域性というんですか、西部ですと益田と江津は通勤できない範囲なんですね。技術校も益田で再編されて、ポリテクカレッジは江津にあります。浜田市を過ぎて通勤なり通学なりというのは、ちょっと難しい環境なんですね。私、大阪で育ったもんですから、大阪はもう府下、どこの学校も行けるし、三重県から大阪まで通勤できるような公共交通機関が網羅されてます。その島根県の中で合理的にそういったことを進めようと思ったときは、やはり交通ですとか道路網の整備、その辺も総合的に考えてやらないと、やはりいろんな面でむだが生じるんじゃないかなと。国の機関ではあるんですが、ポリテクカレッジを県がバックアップするようなことで、国の施設を県が使わせてもらうというような思いでいけば、江津には工業高校もあって、その工業高校で基礎を習った子がポリテクカレッジへ進学してくれて、大きなメーカー、大きな会社に就職を目指していただいて、また、それに漏れた方が、優秀な方が地元へわりつくというような構図も生まれてくるんじゃないでしょうかということ、日ごろ話しさせていただいています。その中では、やっぱりインフラの整備も必要かなというふうにも考えておりまして、有効に既存の施設を使うような県の方の施策、それは国のものであろうが県のものであろうかというところへ、連携を結んでいただければなというふうに思っております。

○座長代理 次につながるような御意見的な部分をちょうだいしたわけでございますが、きょうのところで一応、商工労働部、終えるに当たりまして部長、何か概略的にでもございましたら、最後にお聞かせいただきたいと存じます。

○商工労働部長 大変に限られた時間だったものですから、説明の方、もしくは御質問に対するお答えが不十分だった点があるかと思えます。一部につきましては別途わかりやすい資料を事務局とも相談しながら、改めて送らせていただきたいと思えます。その上で、きょう既にいろんな御質問、御意見があって、いずれも課題をめぐり、いずれも本質的な御質問、御意見だったと思っております。いずれにいたしましても、資料を少し補強して送らせていただきまして、次の御意見に参考にさせていただきたいと思えます。どうかよろしくお願ひします。

〔休 憩〕

○座長代理 これからは、農林水産部の関係につきまして、いろいろと御説明を受けたいと思います。

最初に、農林水産部長さんより、ごあいさつをちょうだいします。

○農林水産部長 本日はお暑い中、お集まりをいただきまして大変ありがとうございます。本日と8月26日、2回御議論をいただきまして、その議論を今後の私どもの施策の検討に、ぜひ有意義に反映させていただければと思っております。何とぞ御審議のほど、どうかよろしくお願いを申し上げます。あいさつとあわせまして私の方から農林水産部の施策展開について、簡単に概括的な説明をさせていただきたいと存じます。お手元にお配りしてございます資料の1枚、農林水産部の施策展開についてという資料に即しまして御説明をさせていただきたいと存じます。

資料「農林水産部の施策展開について」により説明

私ども農林水産部では平成20年3月から10年間の島根県農林水産業、農山漁村のための計画といたしまして、新たな農林水産業・農山漁村活性化計画を策定いたしました。島根県の農林水産業、農山漁村、さまざまな課題を抱えておるわけでありまして。耕作放棄地の増加、耕作をされる方のいなくなった農地等は現在のところ5,000ヘクタール以上ございます。加えまして高齢化や担い手不足、農業の就業者は、この20年間で半減をいたしております。特に65歳以上の高齢な就業者の方の占める割合が7割を超えるという事態に至っております。加えまして、農業所得の減少、県内の農業産出額は現在約600億円余りでありまして、これはピーク時の約6割となっております。ただいまは農業のデータを申し上げましたが、林業や水産業でもほぼ同様の事態となっております。また、その一方では島根県全体を取り巻く状況でございますが、グローバル化の進展、あるいは消費者の安全安心志向の高まりといったような状況も見られます。こういった状況の中で農林水産、それぞれの分野の垣根を越えて、さらには産業としての側面ばかりではなく、地域における定住の推進、あるいは地域としてのブランドの育成、さらには経済の基盤として確立させると、こういった課題があるわけでございます。こういった課題に正面から対応していくために、農業、林業、水産業といったような、それぞれの分野で長期的な計画を立てるのではなく、農林水、農山漁村と、こういった全体を通した視点でその活性化、持続的発展を期していこうということで計画を立てたわけでございます。

このような計画のその先にある将来像であります、2番にありますように産業として自立する農林水産業、効率的、あるいは競争力に富んだ企業的経営を目指す、いわば経済的發展を目指す、こういう切り口。そして、右端の緑の丸にありますような活力のある元気な農山漁村、言うまでもなく生産、あるいは生活の拠点であります、農山漁村のその活性化を図っていく。さらに、この2つの視点のこの間に位置する暮らしと結びついた農林水産業といたしまして、経済的に自立は大変厳しい状況にありますものの、地域における暮らしと結びついた多様な農林水産業の發展を目指そうというものでございます。このような取り組みの一つとしては、例えば地域の高齢者の方の病院への通院、あるいは買い物等の日常生活のための乗り合いバスの地域での運行、あるいは里山の管理、あるいは山間部での積雪時の高齢者のための雪おろしの活動、こういった自治的な活動、こういったものも含めた中で多様な農林水産業がどのような役割を果たせるかということでございます。

こうした将来像の具体的な形としてオレンジで書いてありますような「持続的に發展する島根の農林水産業・農山漁村の実現！」これを目指そうとするものでありまして、施策の基本方向といたしましては、左側でございますが、IからVまでありますように、県民の「安心」と「誇り」の実現、いわば生産者と消費者の間の信頼関係をどのように確立していくかということ、そして2番以下ではものづくり、担い手づくり、人づくりであります。あるいは、農山漁村づくり、村づくりであります。こうした取り組み、もの、人、そして村と、こういったそれぞれの視点からの活性化のための方向性、そしてそれらを包含するものとして、島根県が誇るべき豊かな自然環境の保全と、その中での農林水産業の果たす広域的な機能、多面的な機能の維持増進を図っていくというものでございます。

本日、皆様に御審議、御協議をいただきますのは、その対象として選ばせていただきました赤い色の3つでございます。1つが、先ほどから言っております担い手の育成・確保、新規学卒者のみならず、Uターン、Iターンで島根に定住されようとする方々、さらには定年後の第二の人生を農林水産業に取り組んでいこうとされる方々も含めた地域の担い手、生産の担い手の育成・確保。そして2つ目が有機農業の振興による島根農業の活性化、豊かな自然環境を生かした農業の振興、いわゆる有機農業の振興のための各種の施策。そして3つ目が、こうした島根の地で生産される農林水産物をいかにして都会の消費者の皆様が高く評価していただくか、そのためにいかに売り先を拡大するか、販路を拡大するかと、こういう観点からの取り組みでございます。

以上、3つの取り組みにつきましては、ただいま担当の課長から、それぞれ、この先、御説明をさせていただきたいと存じます。最初に申し上げましたが、何とぞ有意義な施策検討になりますよう、ぜひとも皆様方から忌憚なき御意見をいただければと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○座長代理 ありがとうございます。それでは、先ほどと同じような形で進めさせていただきたいと思います。

最初のテーマでございますが、農業の担い手育成確保につきまして説明をお願いいたします。

○農業経営課長

資料「農業の担い手育成・確保」により説明

○座長代理 担い手育成・確保につきまして説明がございましたけれども、この点につきまして御意見、御質問を受けたいと思います。どなたでも結構でございます。

○委員 地域貢献型の集落営農というのは、これは県独自で非常に素晴らしいユニークな、ネーミングもいいのですが、特に中山間地域のいわば維持、活性化の、私は最後の切り札かなと思っております。もともと集落営農組織というのは、農業の担い手であると同時に農村地域社会の担い手である、両面あるわけですね。そういう意味で島根のような中山間地域では、まさに最初に1ページで説明がありましたように、暮らしと結びついて、仕事が暮らしと結びついている、そして地域社会、維持して農業も維持している。そういう意味で非常にそういった実情にかなう施策だと思いますが、きょう御質問したいのは、先ほど課長のお話で国とか他県でも注目されているというふうに聞きましたけれども、国は一体そういう素晴らしい施策をやろうという気構えがあるのかどうか、それと他県でどこかやり始めようとしているところがあるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○農業経営課長 国につきましては昨年のちょうど今ごろだったと思いますけど、特にこの地域貢献型集落営農の取り組みを勉強したいという要請もございまして、私も出かけて県内のいろんな事例も踏まえて取り組み状況をお話をいたしました。当時、国の方では地域マネジメント法人という、ちょっと言葉が異なりますけど、ほぼ同じように、やはり農業、地域両面で機能するような組織体育成というのを少し構想を練っておられる最中ございまして。基本的には概算要求段階では出ておりましたけど、最終的には予算が成就し

なくて、国の制度にはなっておりませんが、一応そういった動きはございました。

それから、他県につきましては現在いろいろ勉強にはいらっしゃいますけど、まだ具体的に事業化されたり取り組みされているということは聞いておりません。

○委員 国は経営局が乗り出してきているのか、農村振興局が乗り出してきているのか、どっち、両方ですか。

○農業経営課長 私がお話を特にしたのは、農村振興局の方です。

○委員 ああ、そうですか。わかりました。

○委員 今、地域貢献型の集落営農が最後の切り札だというお話がありましたが、その最後の切り札もち切れそうになっているのが中山間地域でございまして、そのち切れそうになっている実情を何とか、こう支えてくれているのが、やっぱりUIターンなんですね。UIターンで縁もゆかりもない人たちが入ってきて、そこで生活もし、家庭も持ち農業もしていくということが、うちの方の事例にはたくさんあるんですけども、そういう人たちが自分の経営もしながら集落営農の担い手になっているという実情があるんですけども、その彼らにとって大きな悩みというか壁というのが、なかなか農地を借りられないとか、取得ができないとか、または設備投資をするときに借金ができないという。親と一緒にいるわけではないですから、知人がいるわけではないので、そこら辺のところの新規就農の支援体制というか、支援の方策はどういうふうになってますか。

○農業経営課長 これまでも新規就農の方に、いろいろ施策、打ってまいりましたけど、昨年の段階でこれまでのいろいろな制度を少し整理をいたしまして、特に就農相談の段階から就農されてきちっと経営ができるところまでの、いわゆるステージごとに、さまざま必要な資金制度ですとか、あるいは設備投資のための事業ですとか、そういったものを体系的に整理をして、今、対応をしております。おっしゃるとおり特にUIターンの方は、こちらに基盤が十分ないとか、それから当然、資金力も十分でないというケースがほとんどでございまして、やはり相当なお手伝いをしていかないと、経営が安定するまでの間は大変、御苦勞をなさっているというふうに思っていますので、今までどおり、その辺はしっかりとサポートしながら、またお話ししましたようにIUターンの方が、これから現在もうまくいっている集落営農組織もリーダーが高齢化していくわけですので、やはりそこに変わる人材として活躍できるような、そういった取り組みを進めていきたいと思っています。

○座長代理 先ほどのお話の中であった施策制度の整備しているということでございまし

たけれども、何かまた次までに資料的に提供いただけるものがあればお願いしたいんですが。

○農業経営課長 1枚のペーパーにまとめておりますので、準備させていただきます。

○座長代理 よろしく申し上げます。

次が、有機農業の振興による島根農業の活性化ということで御説明をお願いいたします。

○農畜産振興課長

資料「有機農業の振興による島根農業の活性化」により説明

○座長代理 有機農業の振興による農業の活性化ということでございますが、御質問等ございますでしょうか。

○委員 有機農業ということで、私も島根の有機農業はまだ詳しく知らないんですが、ちょうどいい機会なので伺いたいと思います。まず、有機栽培として有機農業の素材として全国に販売できる、全国レベルの有機の規則っていうのがあると思うんですね。それが島根で、どの程度のものなのか、全国に対応できる規則っていいですか、それで栽培されているのかというのを、また教えていただけたらと思います。それで初めて他府県との競争に勝てる、また商品として販売できるんじゃないかと思っています。

このように有機農業が振興にこういうふう施策されているんですが、私は島根に帰ってきてびっくりしたのは空中散布がよく行われているんですね、松くい虫だと思うんですが。海外では、あのようなことがあれば有機食品としては、とっても認められない。そのような状況を県はどのようにして、これを解決されようとしているのか、また教えていただけたらと思います。以上です。

○農畜産振興課長 有機農業自体は国の方である程度、決まりがございまして、有機JASというJAS制度の中で決められております。それについて、各それぞれの生産者が申請し、そこをクリアすれば有機JASという形で売り出すことができるというような制度になってございまして、現在、ちょっと古い資料になりますが平成21年の5月31日現在で、そういった有機JAS法に基づく認定を受けた方が生産者の中で今、52名と言ったらいいんでしょうか、52の経営体と言ったらいいんでしょうか、多分、法人も入っておりますので人数ではないと思いますが、52ほどあります。

あと、空散については基本的に有機農業をやっている圃場から何百メートル以内では農薬をまかないとか、そういった決まりがそういう規則の中でありまして、その上で空散

をされれば確かにだめだと思います。認定が受けれないと思います。

○委員 島根県はまだ空中散布は続いているんですか。

○農畜産振興課長 はい、現在、隠岐島ではまだやっております。隠岐だけですね。

○座長代理 有機農業で有機JASという今、言葉が出ましたけれども、きょういろんな各界から委員さんとしてお出かけでございまして、そこら辺が何かわかるような資料でもありましたら提示いただいて、こんな形でつくっているのが有機農業の作物だよっていう、あるいは、さっきの52経営体っていうの中での栽培なさっている作物は大体、島根県どんなものがあるのか、何かお示しいただけたらと思います。

○農畜産振興課長 わかりました。資料として提出をさせていただきます。

○委員 今後の検討課題の中に最後に消費者理解をどのようにして今後、進めていったらいいだろうかという投げかけをいただいておりますけれども、これまでに環境を守る農業宣言の募集だとか、そういうことはやっておられるというお話は先ほど伺いましたけれども、そのほかに具体的に何か行動を県として募集とか表彰とかっていうことではなくて、何かアクションを起こしておられることがあれば教えてください。

○農畜産振興課長 はい、これもことしからですけども、宣言をしていただいた方で消費者の方を中心に勉強していく場と言ったら、ちょっと口幅ったいですけど、そういう環境に優しい農業というものを勉強していただくような場を年、4回程度、消費者の方から募集してやることにしております。既に第1回目終わりました、連続シリーズという形でそういうものを勉強していただき、生産者の方が講師となってやるような講座を今やっております、そういう中で連携が少しでも生まれていけばいいなと思っております。

○委員 1点、私も農業につきまして大変不勉強の面がありますが、御承知のとおり隠岐なんかはどんどん高齢化が進んでおまして、もう農業をする人が少なくなって、どんどん荒廃地がふえているわけですね。そこで、農業公社を隠岐なんかでもつくっております、結構、若い人の就労の場をつくっておりますけど、なかなか農業公社の運営というのは大変、難しくてなかなか採算にも合わないという面が多いと聞いておるんですわ。きょうの説明の中で、こういうのの資料、全部見ましても農業公社というのが県は全く出てこないもんですから、今後どういふぐあいに考えておられるのか。そこらがどうなのか。

○農業経営課長 今、農業公社のお話でございました。県にも農業公社はございますし、それから県内に何か所か市町村等が公社を設置しているところがあります。ここは、いわゆる一時的に農地を保有して、それから担い手の方にその農地をまた再びあっせんをした

りというようなことのほか、一応、耕作をできない農家にかわって一時的に保全管理を行ったりと、そういったようなことをやっています。そのほかに農家から作業委託、米づくりの作業などをお願いをして、それを引き受けてやられているところもあります。それぞれ各地域での取り組みは異なっていますが、それぞれの公社が地域でいろいろな面で果たされている役割は大変、大きなものがあると思っています。経営的におっしゃられると厳しいところも正直ございまして、その点については各地域の市町村の方でサポートされたりなどして、その地域での役割をきちっと果たしていただけるようなことをしていただいているところでございます。

○委員 といいますと、今の説明からしますとね、農業公社というのは、県の外郭団体というような形で別個にあって、そこが各地域の農業公社を支援しているというような形ですかね。

○農業経営課長 県のしまね農業振興公社につきましては、県の外郭団体として県が直接支援をしておりますけど、各市町村がそれぞれ設置されました公社につきましては、各市町村でそれぞれ責任を持って運営に当たられていられるということでございます。県の公社が直接そういった公社に対して直接的な支援を行っているということではございません。

○委員 わかりました。

○委員 有機農業以外の普通の農業に対して経済的に優位性が考えられるわけですが、ちょっと大変難しい質問で申しわけないんですけども、有機農業の経済的優位性を説明できる説得力のあるデータか何か、そういうものがもしあれば、なければ仕方がないんですけど、もしあれば教えていただきたいと。

○農畜産振興課長 例えば経済的にどうなのかとかそういった……。

○委員 例えば価格……。

○農畜産振興課長 わかりました。ちょっと今すぐ手元にはないですけども、資料として出せるところは出したいと思います。

○座長代理 最後に農林水産物の販路拡大について御説明をお願いいたします。

○農畜産振興課長

資料「農林水産部の販路拡大」により説明

○座長代理 それでは、これにつきまして御質問ございますでしょうか。

○委員 島根ならではのこだわり商品に、より高い付加価値をつけて販売を流通にゆだね

ていきたいという、その方向性は非常にいいと思いますし、市場内流通だけではなくて、多様な市場外流通も模索をしながら進めていくのは、今の時代の流れの中で当然のことだと思います。その上で、先ほどは商工労働部の方がおられました、もういらっしゃいませんけれども、たしか商工労働部内だと思うんですけども、ブランド推進課というのがあるんじゃないですか。

○農畜産振興課長 農林水産部と商工労働部の共管、両方に、ちょうど真ん中に位置している課です。

○委員 そうですか。きちんと連携がとれているわけですか。

○農畜産振興課長 ここに課長がおりますので。

○委員 そちら辺のところね、つくるのは農林水産部、売るのは商工労働部、何かちょっとどなんなっているんかいなと思ったもんですから。ちょっとお願いします。

○ブランド推進課長 実は、この事業そのものは要は最後は売っていくというものを、どういった形でつくっていくかという、あるいは産地をどうしていくのかということもあって、最後はそこに帰結するものですから、売り方は別として市場にこたえていく、あるいは消費者にこたえていくためのものづくりということもあって、一緒に計画の段階から頭を悩まして、どういった形で販売戦略を打っていくのかということも、うちのスタッフも一心同体で検討しておるところでして、いろんなチャンネルでいろんなやり方があると思いますので、言ってみればアイデアをこの際、委員の皆さんから一つでも多くいただいて、そういったものを今後、生かしていきたいなということで、実際に、この事業そのものは今年度動き始めたところでした、具体的にはこれからどんどんいろんな絵をかいて作戦を練って動いていくということになろうと思います。よろしくお願いします。

○委員 一つだけ質問をしたいと思います。農林水産部の販路拡大に関係するんですが、きぬむすめだとか、あすっこだとか、トルコギキョウだとか、シャインマスカットあるんですが、ちょっと少し横道にそれるかもしれませんが、前、ありましたがチューリップとか、葉ワサビ、たしか私の子供のときはチューリップは新潟、富山、島根。葉ワサビも静岡、長野、島根、全国第3位のものがブランドとしてあったんですが、最近きぬむすめとか、あすっこだとかいうふうになっていると。一つでもいいので、島根は小さい県なんですけど、あれが全国で1番なんだという、にしきの御旗じゃないですが、そういうものがあれば非常にいいかなというふうに思いました。以上でございます。

○委員 先ほどの御意見にちょっと何か続くような感じなんですけど、実際に有機栽培、私

たち消費者側としても本当に今、食の安全すごく言われてますし、こういったこだわり産品というのも本当に私も旅館業をやっていますんで、そういった意味では県外のお客様からも本当に注目していただけるものだと思います。ただ、本当に実際、島根県民がこれを知っているかっていったら、知らない部分があって、私たち旅館の方も今はコシヒカリをもちろんお米も出してますし、そういった意味でもっと島根県の人たちにこういったものを知ってもらう機会っていうか、場をやっぱりつくっていただかなきゃいけないなということと、現在きぬむすめというのはどのぐらいつくってらっしゃるんでしょう。何割っていうか、島根県のお米に対してどのぐらいの割合で今つくってらっしゃるのかなと思って、せっかくこだわり産品ってやっていくなら、半分以上はこういうふうになっていくようにしていくように、やっぱりしていただいていた方がいいんじゃないかなっていうふうに思っています。

○農畜産振興課長 ちょっと長期的な目標、今、持ってきておりません。現在、全体の生産量の20%ぐらいだと思っております。今それを25とか、短期的に23年までの目標しかつくってないものですから、申しわけないんですが、25%ぐらいまで。ゼロからのスタートだったんですけども、そういったところまで持っていきたいと。コシヒカリがその分、減ってきているというのが実態だと思っております。

○委員 このこだわり商品の中に私、実はデラウェアが好きで、全国に先駆けてデラウェアを多分、出荷できる体制にしているので、島根県って結構、売れるんじゃないかというか、私、知り合いの方に必ずデラウェアをお送りしてます。今回、大阪の方から、ある大学の先生だったんですが、島根でデラウェアつくってるって知らなかったって言われたんですね。それで、私も実は、ほかの県で農業県なんですけど、本当に果物をたくさんつくって、ブドウもリンゴもいっぱいあるんですけど、島根はやっぱりデラウェアが他府県より先に出しているんで、付加価値があると思っていますんですね。だから、こういうところにシャインマスカットも私、実は大好きなタイプのブドウなので、これがもっと安く手軽に入ってくれたら、私も消費者のかなり筆頭にいくような感じで買わせていただくような気持ちで楽しみにしていますけど、やっぱりデラウェアをもっと売り出して、他府県より早いというのは、県の方たちも、もっとしっかりと把握されて、力を入れられたらいいんじゃないかなと思っております。ですから、他府県とのデラウェアっていいですか、あいうタイプのブドウがどのあたりの位置を占めるのか、また教えていただけると私もお送りしたときとか、いろいろなときにまた宣伝もできますし、バックアップできるところ、

またいろいろ参考にさせていただけたらと思いますので、資料があったら教えていただけたらと思います。

○農畜産振興課長 はい、わかりました。それじゃあ、また資料を出させていただきます。

○委員 全く農業関係のことは得手じゃないんですけど、農林水産で農業を一生懸命バックアップしておられると。こっち来て米うまいのは、もう仁多米、有名ですから、米のうまいのはよう感じているんですけど、漁業の方はもう、その施策の上では魚もうまいと思うんですけど、やっぱり農業を施策としては主に置かないといけないというのは、水産業の方はもうあかんというような感じなんでしょうか。

○農林水産部長 いえ、決して水産が今、おっしゃられているような状況にあるというわけではございません。最初に申し上げましたように、水産業につきましても現在、生産額は農業が600億円で、水産が今240億円、これはピーク時に比べますと大体、半分程度という状況でありまして、大変厳しい状況にあることは変わりはありません。ですから、同様に、今回のテーマでは取り上げてはおりませんですけども、担い手確保対策でありますとか、販路拡大対策でありますとか、こういったものは同様な形で対策は講じようとしておるところでございますが、今回、この部会で御議論していただきます関係上、まず農業のところから御議論いただければということで、こういう形で取り上げさせていただいたわけでございます。その点、御理解いただければと思います。

○座長代理 そういたしますと、農林水産関係、以上で終えさせていただきますが、最後に農水部長、何か次には、またいろいろな今度は御意見をちょうだいする場面になりますけれども、きょうのところでは何か御発言等ありましたら、ちょうだいしたいと思います。

○農林水産部長 大変、長時間にわたりまして皆様、農林水産部の施策について御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。冒頭にも申し上げましたように、今月26日にはまたお集まりいただいて、今度はこの3つのテーマに即した形で御提案、このような形にしてはどうかという御意見等いただけますことを、私ども心から期待しておるところでございます。本日いただきました御質問等につきましては、整理の上、御回答等をさせていただきたいと思っておりますので、引き続きまして何とぞ皆様、御指導、御意見の方をよろしくお願い申し上げます。

○座長代理 ありがとうございます。そうしますと大体以上で本日の会議を終えさせていただきます。

最後に事務局の方から何かございましたら、お願いいたします。

○事務局 活発な議論をありがとうございました。本日、追加資料の宿題、これは商工労働部も農林水産部もいただきましたので、これ資料整い次第送らせてもらいますので、また次回の議論の参考にしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○座長代理 それじゃあ、以上をもちまして終了とさせていただきますが、座長の代理ということで大変ふなれで多々御迷惑あったと思いますが、御容赦いただきまして本日の会を終了させていただきます。どうも御苦労さまでございました。